

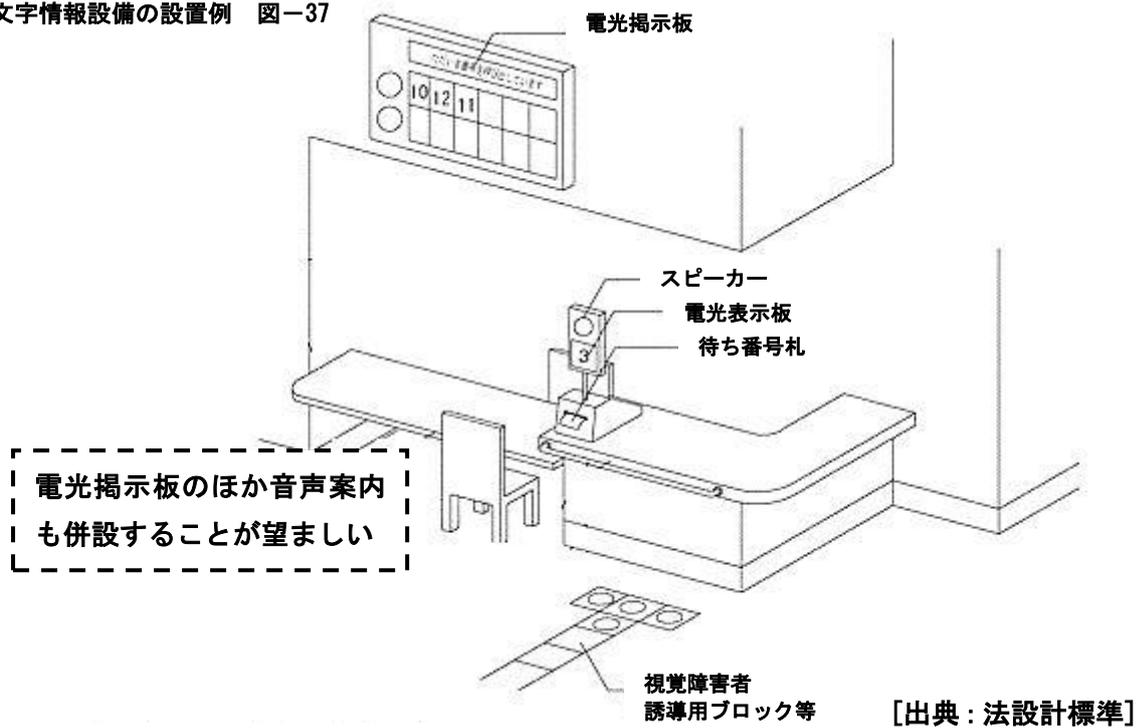
## (10) 案内標示

特定施設整備基準	目標となる基準
ア 案内板を設ける場合にあつては、次に定める基準に適合するものとする。	ア 案内板を設ける場合にあつては、規則別表第2の1の(10)のアに定める基準に適合するものとし、かつ、点字による標示を設けること。
(ア) 文字は、表示内容が容易に読み取れる大きさとすること。	(同 左)
(イ) 見やすい位置に設けること。	(同 左)
イ 医療施設等のうち不特定かつ多数の者が利用するものの窓口には、呼出しのための文字による情報を表示する設備を1以上設けること。	イ 医療施設等のうち不特定かつ多数の者が利用するものの窓口は、規則別表第2の1の(10)のイに定める基準に適合するものとする。

### 基準解説

設置	案内板を設ける場合にあつては、障がい者等に配慮したものとするよう求めている。 また、病院や診療所など不特定かつ多数の者が利用する呼び出しを行うカウンターには、聴覚障がい者などの利用者が順番を容易に確認することができる文字情報設備を1以上設置すること。	図-37
文字の大きさ等	(ア)の案内板の文字は、高齢者等にも容易に読み取れるよう大きめのものとする。 また、目標となる基準では、点字の標示を設けることを規定しており、文字表示の浮彫化などとともに視覚障がい者が読みやすいデザインとすること。	
設置位置	(イ)について、案内板の設置に当たっては車いす使用者にも見やすい高さとし、照明等にも配慮すること。また、車いす使用者や視覚障がい者の通行の妨げとならない位置に設けること。車いす使用者の目線の高さについては、144ページを参照。	

文字情報設備の設置例 図-37



**案内図（参考）**  
 (1) 案内用図記号—施設等

- ・情報コーナー
- ・エレベーター
- ・お手洗い
- ・エスカレーター
- ・車いすスロープ
- ・乳幼児用設備

[出典：法設計標準]